

令和4年第1回 吉田町教育委員会

- 1 開催期日 令和4年1月27日(木)
開会 午後 3時15分
閉会 午後 4時48分
- 2 場 所 住吉小学校 ミーティングルーム
- 3 出席委員 塚本 成男 北澤 雅恵
増田 真也 中村 成宏
- 4 議場に出席した者の職氏名 教 育 長 山田 泰巳
学校教育課長 糸田 真男 生涯学習課長 内田 宏一
主席指導主事 水嶋 浩之 指 導 主 事 谷澤 宏昭
学校教育課統括 山村 加奈子 学校教育課統括 山内 康弘
- 5 傍聴人数 0人

次 第 (会議録概要)

- 1 開 会
- 2 教育長の報告 資料No.1
- (1) 報告事項 1月の教育委員会の行事について
(2) 町内教職員の状況
(3) その他 学級閉鎖及び学年閉鎖について 等
- 3 会議録署名委員の指名 増田委員
- 4 議 事
- (1) 報告事項
- | | | |
|----------------------|-------|--|
| ア 生徒指導について | 【非公開】 | 資料No.2 |
| イ 令和3年度就学援助費の認定について | 【非公開】 | 資料No.2 |
| ウ 児童生徒の区域外就学について | 【非公開】 | 資料No.2 |
| エ コロナウイルス感染症への対応について | 【非公開】 | 資料No.3 |

オ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について 資料No.4

(委員からの質疑・意見) なし

カ コミュニティ・スクールについて 資料No.5

(委員からの質疑・意見)

- ・運営協議会の会長とCSディレクターは違うのか。 ⇒ 異なる。CSディレクターは、あくまでも学校運営協議会の運営に携わる事務方という位置づけとなる。CSディレクターは、身分や報酬を別に定める。
- ・他市町の状況はどうか。 ⇒ CSディレクターについて、規則で定めるところはない。学校運営協議会にCSディレクターを必ず位置づける、加えるということではなく、あくまでも学校運営協議会の運営を円滑に進めるための職ということで、規則上は出てこないが非常に重要なものである。
- ・学校運営協議会の委員でもないのか。 ⇒ 委員に入れることはできる。委員に入れば会長になることもあり得るが、今いろいろなところでは、委員ではなく事務局側として置いていることが多い。CSディレクターの位置づけについては、第18条の「教育委員会が別に定める。」というところで定められているところがほとんどである。委員ではなくとも事務局の一員なので、会議に出席し会議内容も知り得る立場であり、協議会のことも分かり、学校のことも分かった上でいろいろな調整役をしていただく形になる。
- ・運営協議会の権限がどの程度になるかが重要だと思うが、よく分からない。協議会自体が形骸化しそうな感じがする。
- ・規則案第4条に、協議会の承認を得るものとなっているので、校長先生には重く受け止めていただかなくてはと思っている。今までの評議員は、意見を求められたときに言うことがほとんどであったが、今度の運営協議会は、承認を得なくてはいけない。承認を求めるということは、運営協議会と一緒に学校をつくっていくメンバーであることを示すものであるから、第4条は重要であると思っている。第5条も、校長先生に対して意見を言うという部分があり、運営協議会が学校の応援団として機能するように定めた。第8条では、協議会委員のメンバーの構成が書いてある。校長、保護者、地域住民、運営に資する活動を行う者、学校の教職員、その他教育委員会が必要と認める者という形になっているので、もしCSディレクターが委員として入るようであれば、第3号に当たると考えている。
- ・第5条第2項については、他の市町もこのようになっているのか。 ⇒ 分限、懲戒に関する事項と個人に関する事項は、どこも外れている。人事は方向性を示すものであって、任免に言及するものではないことは、文科省の手引に示されている。方向性や建設的な意見を述べてもらうようにするつもりである。
- ・規則案の審議は2月で、委嘱承認は3月になるのか。 ⇒ 委嘱は、4月1日からの予定。委嘱については、その方法とスケジュールを含め確認する。会長については、その役目の説明をして、内諾を受けてからの人選になる。来年度が初め

ての年となるので、学校側も慎重に人選するということがあった。

5 その他

- ・今後の教育委員会等の予定について
- ・地域公共交通協議会について（増田委員報告）
- ・社会教育施設利用に係るコロナウイルス感染拡大防止対策について

6 閉 会